

注意事項

1 参加要件

参加要件は、次に掲げる項目のいずれかに該当している事実が判明した場合に、参加登録を取り消されることに同意していただくことです。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者
- (3) 参加申込書提出日において、本市の指名停止措置を受けている者
- (4) 国税及び地方税を滞納している者

2 内容変更等の手続

本事業へ届出た内容等を変更しようとするときは、郡山市セーフコミュニティ活動参加登録内容変更届（様式3）を提出してください。

3 参加登録の辞退

参加登録を辞退するときの手続きは、次のとおりです。

- (1) 郡山市セーフコミュニティ活動参加登録辞退届（様式4）を提出するとともに、推進事業所ステッカーを返却又は処分してください。
- (2) 項目5「取組状況の報告」において、参加登録を辞退する旨を申し出るとともに、推進事業所ステッカーを返却又は処分してください。

4 参加登録の取消し

参加登録を決定した以降において、次のいずれかに該当する事実が判明したときは、本事業への参加登録を取り消すとともに、推進事業所ステッカーの返却又は処分をお願いします。

- (1) 参加要件を満たせなくなったとき
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされたとき
- (3) 公序良俗に反する行為、又は社会的心象を損なう行為など、本事業のイメージを損なう恐れのある事実が判明したとき
- (4) (1)から(3)以外で本事業の目的に反し参加することが適当でないと認められる事実が判明したとき

5 取組状況の報告

参加登録の決定を受けた事業所は、次により取組状況の報告をお願いします。

- (1) 報告様式 郡山市セーフコミュニティ活動取組状況報告書（様式6）
- (2) 取組期間 令和8年3月31日まで
- (3) 報告期限 令和8年4月30日まで
- (4) 添付書類 必要に応じて次の資料を求めることがあります。

ア 取組状況が分かる写真及びデータ

イ その他、取組状況報告書の内容を補完する資料

ウ 原則として、添付書類は返却しません。

- (5) 聞き取り 必要に応じて取組状況の聞き取りをすることがあります。